二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　番代沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　山形県鶴岡市羽黒町手向字羽黒山
　三三番九　一号から十号まで

○国土交通省告示第二百十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称
　市之倉川
二　砂防法第二条の土地の表示
　岐阜県多治見市笠原町字梅平四一〇六番五八内四等三角点梅平を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　基準点から二八三度五五分一三秒　一号
　五七六・五五七メートルの地点
　標柱一号から八三度五六分五七秒　二号
　二一・五六六メートルの地点
　標柱二号から一六〇度四四分四一秒　三号
　六三・〇一〇メートルの地点
　標柱三号から一七八度三五分一五秒　四号
　八九・〇二四メートルの地点
　標柱四号から二〇七度〇一分〇六秒　五号
　一二一・〇八六メートルの地点
　標柱五号から二四五度〇九分一五秒　六号
　二四・六二五メートルの地点
　標柱六号から〇度三五分五五秒　七号
　一二五・八三三メートルの地点
　標柱七号から八〇度二四分一六秒　八号
　二四・〇二七メートルの地点
　標柱八号から三五八度四〇分〇八秒　九号
　標柱九号から三三九度五一分三四秒　十号
　二五・二四二メートルの地点
　標柱十号から六〇度〇五分五三秒　十一号
　二四・八三六メートルの地点
　標柱十一号から三三三度〇九分一一秒　十二号
　五八・七〇六メートルの地点

○国土交通省告示第二百十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　十二沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　群馬県
　吾妻郡東吾妻町大字萩生字大石国有林
　六八林班　う小班　一号から六号まで、九号から十七号まで及び二十七号
　ら小班　七号、八号、十八号及び十九号
　高崎市倉渕町大字権田字三塚原国有林
　二五八林班　い[1]小班　二十五号
　い[4]小班　二十号から二十四号まで及び二十六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　平沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和十五年内務省告示第五百七十九号で指定した土地の区域を除く。）
　群馬県渋川市渋川字西田　三三二番

○国土交通省告示第二百十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　坊主ヶ入沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十二年内務省告示第三百八十八号で指定した土地の区域を除く。）
　岐阜県瑞浪市稲津町萩原
　字上平
　九七〇番二地先河川敷　一号
　九六九番一の二地先河川敷　二十号
　字山畑
　一八一二番二　二号
　一八〇七番　三号
　一七九八番　四号
　一七九七番　五号
　一八一四番　六号
　一八一六番　七号
　一七九三番一　八号
　一八一八番一五　十五号
　一八一八番九　十六号
　一八二四番六　十七号から十九号まで
　字小松ケ洞
　一八六三番二五　九号及び十号
　一八六三番二　十一号及び十二号
　一八六三番二の九　十三号
　一八六三番二の八　十四号

○国土交通省告示第二百十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　猪子平川
二　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　長崎県西彼杵郡時津町子々川郷
　字野中平　七八〇番一　一号
　字竹梅　六八六番　二号
　六八一番一　三号
　六八二番一　四号及び五号
　ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
　長崎県西彼杵郡時津町子々川郷
　字竹梅　六八〇番一及び六八〇番二
　六八一番一及び六八一番三
　六八六番
　六八八番
　六八九番一及び六八九番二
　六八一番
　六九二番一及び六九二番二
　六九四番一及び六九四番二
　六九六番
　六九七番一及び六九七番三
　六九八番一及び六九八番二
　六九九番
　七〇一番
　七〇二番一及び七〇二番二
　七〇四番一及び七〇四番三
　七〇五番一から七〇五番三まで
　七一〇番及び七一一番
　七一五番
　七一八番
　七二〇番
　七二四番
　七二六番
　七二八番
　七三〇番及び七三一番
　七三三番及び七三三番二

○国土交通省告示第二百十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　寺沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域